

一括許可表

※ 用務日の 時 分から 時 分まで（ □ 及び緊急訪問時 ）

運行開始予定 8 時 30 分 運行終了予定 20 時 30 分（ □ 及び緊急訪問時 ）

巡回番号	用務先住所・用務先名	用務先前路上以外の 予定駐車場所の住所	反復する用務日 (曜日での記載可)	駐車時間
1	東京都港区三田〇丁目 〇番〇号三田マンション〇号室 〇〇〇〇 方	訪問先前路上での駐車 の可否について審査担 当者が個別に判定する ため、 交付までに時間を要する。	月・水	40 分間
2	東京都港区赤坂〇丁目 〇番〇号 〇〇〇〇 方		月・水	
3	東京都港区北青山〇丁目 〇番〇号青山ハイツ〇号室 〇〇〇〇 方	訪問先前路上が駐車困難 場所である場合、審査担 当者が代替駐車場所を探 すため、 交付までに時間を要する。	火・水・金	
4	日時場所申請のため、 巡回 順が固定 され、巡回順に駐 車しなければならない。	(先路上)	月・金	30 分間
5	東京都港区南青山〇丁目 〇番〇号 〇〇〇〇 方	東京都港区南青山〇丁目 〇番〇号 〇〇〇〇ビル前 (先路上)	金	80 分間
6	東京都港区六本木〇丁目 〇番〇号六本木テラス〇号室 〇〇〇〇 方	訪問先個人情報に配慮した 車両掲示方法の要望がある。	火・木・金	40 分間

これまで、在宅療養に係る駐車許可は、訪問計画等により訪問日時場所が特定されていることから「一括許可」の運用としていましたが、その実情は訪問日時等の変動が激しく、その度に申請書を提出する必要があり、申請者の負担が大きいとの声を受けていました。そこで、「一括許可」の特例措置である「**在宅療養特例一括許可**」を新設したのでご活用ください。なお、これまでどおり「一括許可」での申請も可能です。

○ 「在宅療養特例一括許可」の特徴

1 事業所の休業日を除き、全日駐車できます。

2 **ルート申請を不要**としました。許可時間内であれば、どの順番でも駐車することができます。

3 訪問時、訪問先前路上から道程100m以内の駐車場所を利用者自ら選定できます(条件あり)。

4 訪問先の部屋番号及び個人名の記載を不要とし、現駐車に係る訪問先以外の「訪問先住所」欄を付箋等で隠すことができます。

5 訪問日時の疎明は不要ですが、訪問先（契約等）を疎明する書面は変わらず必須とします。

○ 訪問先の追加方法

1 追加分のみを記載した「在宅療養特例一括許可表」を作成し、申請書及び疎明書類とともに現行許可証を発行した警察署で追加申請する。

2 追加分が含まれる「在宅療養特例一括許可表」を再作成し、申請書及び疎明書類とともに現行許可証を発行した警察署で追加申請する。

3 追加分のみを記載した「在宅療養特例一括許可表」を作成し、申請書及び疎明書類とともに**追加分の訪問先を管轄するいずれかの警察署で追加分のみを新規申請する。**

この書類は駐車許可証と一体をなすものである。

年 月 日 警視庁 警察署長

在宅療養事業者様への
駐車許可に関するお知らせ

在宅療養特例一括許可表

分 時から 時 分まで（ □ 及び緊急訪問時 ）

業務開始予定 8 時 30 分 業務終了予定 20 時 30 分（ □ 及び緊急訪問時 ）

訪問番号	訪問先住所 (部屋番号省略可)	駐車時間	管轄警察署	休業日
1	東京都港区三田〇丁目 〇番〇号三田マンション	40 分間	三田署	
2	東京都港区赤坂〇丁目 〇番〇号	訪問時、訪問先前路上から道程 100m以内の駐車場所を自ら選 定してください(条件あり)。	赤坂署	
3	東京都港区北青山〇丁目 〇番〇号青山ハイツ	70 分間	赤坂署	
4	許可時間内であればどの順番 でも駐車することができます。	30 分間	赤坂署	
5	東京都港区南青山〇丁目 〇番〇号	80 分間		
6	東京都港区六本木〇丁目 〇番〇号六本木テラス	40 分間		
		分間		
	訪問先の部屋番号及び 個人名の記載は不要で す。駐車中は、現駐車 に係る訪問先以外の 「訪問先住所」欄を付 箋等で隠すことができ ます。	分間		
		分間		
		分間		
		分間		

注・ ※印の欄は、警察職員が記載します。 ・ 時間記載は24時制としてください。

・ 休業日欄には全ての休業日を記載してください。 ・ 空欄には斜線を引いてください。

・ 巡回順に並べることは不要ですが、できる限り一の警察署がまとまるような並びとしてください。

・ 使用時は、現駐車に係る訪問先以外の「訪問先住所」欄を付箋等で隠すことができます。

この書類は駐車許可証と一体をなすものである。

年 月 日 警視庁 警察署長

これまでどおり、事業所の業務時間内で許可しますが、業務時間内に運用できない場合は許可時間を柔軟に設定しますので、審査担当者に申し出てください。

できる限り一の警察署がまとまるような並びとしてください。1件の申請において、ここに記載の警察署であれば、どこでも申請できます。

土曜日
日曜日
祝休日
12月27日
から
1月3日

1回の駐車時間の記載はこれまでどおりとしてください。

全ての休業日を記載してください。記載の休業日を除き、全日駐車することができます（休業日の疎明書類が必要です。）。